

東京都災害派遣福祉チーム(東京 DWAT)活動マニュアル

令和8年4月改訂版 の主な改訂箇所

● 「Ⅲ 東京都災害派遣福祉チーム(東京 DWAT)の基本事項について」(p.2～5)

変更点 在宅等で避難する人への支援についての記述を追加。

改訂趣旨 令和 7 年 6 月に災害関連法制が一部改正されたことを受け、令和 8 年 3 月に「東京 DWAT 設置運営要綱」も改正されたため、それらに合わせて本マニュアルの記述内容も修正。避難所や福祉施設での活動に加え、新たに「その他被災地域で生活する要配慮者」(在宅等で避難生活を送る住民)への支援活動に関する記述を追加する。

● 「Ⅳ 東京 DWAT 派遣の具体的な手順」→「4 被災自治体からの派遣要請」(p.8)

変更点 被災自治体が広域調整センターに派遣要請する際は、**原則として**、「東京都災害派遣福祉チーム派遣要請書(様式 1)」を東京都に送付する(緊急時は取り急ぎ電話等で要請してから追って様式を送付する)。(以下略)

改訂趣旨 上記下線部の文言を追加することで、被災自治体の状況に応じて柔軟に対応できることを明記するため。

● 「Ⅳ 東京 DWAT 派遣の具体的な手順」→「5 先遣隊の派遣」(p.9)

変更点 被災自治体から派遣要請があった場合**又は都及び東京都社会福祉協議会が必要と判断した場合**、(中略)先遣隊を派遣する。(以下略)

改訂趣旨 上記下線部の文言を追加することで、被災自治体の状況に応じて柔軟に対応できることを明記するため。

● 「Ⅵ 参考様式」→「東京都災害派遣福祉チーム設置運営要綱」及び「別記第1～3号様式」(p.41～46)

変更点 令和 8 年 3 月改正版に差し替え

● 「Ⅵ 参考様式」→「災害時の福祉支援体制の整備について」(p.51～66)

変更点 令和 7 年 6 月改正版に差し替え